会員限定の共済制度をぜひご利用ください！

より多くの先生方に医師・歯科医師が抱える〝リスク〟へ備えていただくために、保険医協会では会員のための共済制度を用意している。助け合いの共済制度は加入者が増えるほど、スケールメリットによって保険料や手数料の引き下げに繋げることもできる。

2026年1月5日からは、グループ（生命）保険と従業員退職年金の5月1日加入の申込受付が始まる。当会では1月5日～3月15日を冬普及期間、4月1日～6月15日を春普及期間と位置づけ、協会事務局のみならず、受託保険会社の営業職員と協力して会員の皆様へ共済制度のご案内を行っている。

診療の合間に事務局や保険会社の職員がお伺いすることもあるが、温かく迎え入れ、説明をお聞きいただければ幸いである。

◇

〈冬普及活動期間〉

従業員退職年金

2026年1月5日～2月28日（参加保険会社：大樹生命／明治安田生命／富国生命／第一生命）

グループ（生命）保険

2026年1月5日～3月15日（参加保険会社：大樹生命／明治安田生命／富国生命／太陽生命／東京海上日動あんしん生命）

・保険会社の職員が案内を行う場合は、各社からの推薦と協会の研修を受けた選抜職員のみが参ります。なお、選抜職員は当会発行の「登録証明証」を必ず携帯しております（左上図）。

・普及期間中は保険医協会の共済制度のみご案内いたします。特定の会社の商品を案内することはございません。

ご不明な点等ございましたら、共済部（TEL 045-313-2111）までお問合せください。左記QRコードからメール問合せも可能です。

お問合せはこちらから

共済制度普及優秀表彰者インタビュー
安心と信頼への架け橋

先日、当会共済制度の普及に携わっていただいている生命保険会社の職員から話を聞く機会があり、共済制度の利点のみならず、対人関係における気付きも多く、学び深かった。

保険会社の職員は、日頃から当会の制度以外にも数々の保険商品を扱っているが、「保険のプロ」から見ても当会の制度には多くのメリットがあるという。以下は実際に伺った内容である。「保険医協会の共済制度はとても魅力的である。まず、グループ保険では保険料が安く、年に一度配当金が還元される楽しみもある。そして、休業保障保険では、保険料が加入時のまま上がらず、掛け捨てではなく、また、入院・自宅療養・代診を置いても給付対象となる。さらに、他県で開業・転勤しても当該都道府県の保険医協会に入会すれば保険を継続することもできる。加入の有無を協会が把握しているので、保険事故が発生した場合に、まず協会に相談すれば、請求手続きが滞ることがないことは特にありがたがられる」（T生命職員）

別の職員によれば、昨今、保障内容が幅広い商品や貯蓄性のある保険がニーズを集めているようだが、その一方で、自分の健康状態を過信して万が一のことを全く考えていない若い会員も多いという。

当会の普及活動に長年参加している職員からは、対人のプロが他者と接する際の心がけを窺い知ることができた。「普及活動に限らず、他者と接する際には笑顔と柔らかい雰囲気を大切にしている。多忙な会員に対しては事前準備を入念にして、的確・簡潔かつ誠意を持って丁寧に説明することを心がけている。それが相手の安心感と信頼につながる」（F生命職員）

保険会社の皆様のこうした日々の心がけは、私たち臨床医が常に患者さんに抱く気持ちや姿勢に等しいと感じた。協会事務局の皆さんも私たち会員に対して同様であろう。私たちが安心して診療ができるのもこうした皆様に支えられているからだと改めて考えた。職員の皆様が目を輝かせながら多くの実体験を伝えてくださり、仕事に向き合う姿勢と人間性が大きく心に響いた。

安心のために万一の備えを

日々多忙の中で保険会社と聞くだけでシャットアウトしてしまうこともあるだろうが、「選抜職員」をはじめ、保険会社の皆様は協会と会員の「橋渡し役」として活動してくださっている。職員からは共済制度の普及活動を通して、会員から「協会をとても頼りにしている」、「協会に相談したところ、とても親切に対応していただき助かった」等の協会への信頼感を寄せられることも多いと聞き、我々の励みにもなった。

私達開業医は日々様々なリスクを抱えながら、患者さんの健康と安心のために仕事をしている。安心して働き続け、家族や医療機関を守るためには、万が一の備えが大変重要である。お気軽に協会へご相談いただき、リスクに備えるために共済制度をご活用いただきたい。

（取材：当会副理事長・千葉英子）

1月から従業員退職年金のお申込受付を開始

申込期間：2026年1月5日～2月28日締切

加入日：2026年5月1日

＊2026年5月1日～
予定利率：1.171%
元本割れ期間：約4年1カ月

（~2026年4月30日）
予定利率:1.126%
元本割れ期間:約5年8カ月

25年度補正予算
補助金の早期支給に向け、県と情報連携を約束
県担当課と懇談

医療運動部会は12月3日に県庁で、2025年度補正予算における医療機関への補助金支給に関して、県医療整備・人材課と懇談した。協会から湯浅副理事長・藤田理事が出席し、県からは鈴木課長ら3名が対応した。

右から藤田理事・湯浅副理事長

◇

今懇談では、11月28日に閣議決定された25年度補正予算を受け、今後医療機関への支給が予定される補助金（賃金分15万円、物価分17万円）について意見交換。協会からは①補正予算以外で県独自の補助金支給、②補助金支給に要件（例：ベースアップ評価料の届出）を付けないこと、③煩雑な手続きを省き、迅速に補助金を支給することーを要請。湯浅副理事長は現在の医療機関の窮状とともに、地域医療は診療所と病院が連携することで支えていると説明。補正予算では不十分な面もあり、県独自の補助金支給を要請した。また藤田理事は、申請要件を満たせないことや、給与原資不足等で診療所の4割しかベースアップ評価料を届け出ることができていないため、全ての診療所を対象とするよう求めた。

これに県は、診療所の窮状に理解を示すも、県独自の補助金は現時点では難しいと回答。支給対象も、今後の国からの通知等で規定された場合、県は従わざるを得ないとした。

補助金の迅速支給の要請では、協会より3月以降は医療機関が次年度改定の対応に着手するとして、手続きの簡素化と迅速な補助金支給を要請。県は現状の見通しとして、25年度内の執行は当然だが全てへの対応は困難かもしれないと回答。早期支給が可能な電子申請なども活用し、支給できる医療機関から順次、迅速に対応したいとした。併せて、手続きの簡素化は県の裁量の部分であり、可能な限り実施したいと応じた。

最後に、協会と県が情報交換・連携を図りながら、補助金が円滑に支給されるよう協力することを交わした。

度重なる財務省の医療費抑制に抗議
磯崎院長ら「1分間スト」が話題に
草の根の患者周知行動に賛同多数　協会も支持

26年度診療報酬改定の改定率を巡り、厚労省と財務省との攻防が激化する最中、当会会員（理事・政策部長）の磯崎哲男氏のユニークな取り組みが医療界で話題を呼んでいる。

11月28日午前10時30分、磯崎氏が院長を務める小磯診療所（横須賀市）と県内系列9診療所の医師11名は、財務省の強引な医療費抑制や診療報酬引き下げ要求への抗議として「1分間ストライキ」を実施した。ストライキと称してはいるが、実態は待合室での患者さんへの周知行動である。当初は1分間を予定していたが、実際には3分間の診療停止となった。ただ、その時間も医師以外のスタッフは業務を続けていたため、診療への影響はなかった。

（小磯診療所より提供）

磯崎氏らは患者さんへの説明に際し、待合室で自作のチラシを配布。チラシには、財務省が財政審分科会で公表した見解を載せ、「この分科会には患者さん側の委員や医療介護関係の委員は一人もいません。こんな改悪が皆さんの知らないところで行われようとしています。我々はこのような改悪に断固反対します」としている。

磯崎氏らの説明を受けた患者さんからは、「こんなことが議論されているとは知らなかった」、「患者不在の議論でけしからん」など、賛同する声が寄せられ、クレームは一切なかったという。

磯崎氏は「これまでストライキなどしたことはなかったが、改定のたびに財務省から医療への圧力が強まっており、許せないという思いが募った」、「医師会や病院団体がマクロに声明を発表するのも大事だが、今回のストライキを通じて草の根でミクロに実情を伝えられたのはよかった」と語っている。

この行動は医療系情報サイトのm3.comで報道され、医師専用サイトには全国から賛同コメントが寄せられている。また、地域紙のタウンニュース（横須賀・三浦版）でも報じられた。

磯崎氏らの今回の行動は、患者負担増などの改悪に反対することへの理解と賛同を世論に広げるための重要な取り組みであり、協会として全面的に支持したい。

今回、磯崎氏の厚意により自作のチラシをご提供いただいた。会員諸氏には積極的にダウンロードしていただき、独自のスタイルで構わないので患者周知にご活用いただきたい。

＊磯崎哲男先生よりご提供いただいたチラシのダウンロードは左記QRコードから（PDF）

ダウンロードはこちらから